

2024年8月

外為法に基づく適法性確認へのご協力のお願い

銀行には、お客さまから外国為替取引を受付する際に、外国為替及び外貨貿易法（以下「外為法」）第17条により、そのお取引が外為法上の規制対象取引ではないことを確認することが義務づけられており、当局からも確認義務の履行の徹底が要請されています。

お客さまにおかれましては、法令に基づく確認義務の適正な履行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

- * 規制対象取引の場合は、財務大臣や経済産業大臣の許可・承認等が必要ですので、許可証・承認証等をご提示いただき、所要の手続が完了していることを確認させていただきます。

外為法に基づく主な規制対象取引

共通事項	
制裁対象者との取引規制	<p>外為法に基づく「資産凍結等の措置の対象者」として指定された者との取引（※1） （※1）なお、以下に該当する場合も規制対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接または間接的な関与を問わず、実質的に制裁対象者のために行われる取引等（制裁対象者により第三者名義で行われる取引等を含む） ・一部の制裁対象者に関しては、制裁対象者が実質的に支配する法人等との取引等 ・ロシア・ベラルーシの制裁対象者である団体により株式の総数等の50%以上を直接保有されている団体との取引 <p>* 「資産凍結等の措置の対象者」には、「タリバーン関係者等」「北朝鮮に関する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者」「資産凍結等の措置対象となるロシア連邦の団体及び個人」など十数種類のカテゴリがあります。個々の氏名・名称その他の情報は、財務省のホームページ等でもご確認いただけます。 http://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html</p>
対外直接投資規制	<ul style="list-style-type: none"> ・他者と共同して設立する組合その他の団体による外国における事業活動（ただし、漁業、皮革・皮革製品の製造業、武器の製造業、武器製造関連設備の製造業、麻薬等の製造業を営むものとして対外直接投資の事前届出を要するものに限る）に充てるための支払
北朝鮮・イラン関連制裁規制	
支払の原則禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮関係者（※2）を受取人とする送金（一部の例外を除きます） （※2）北朝鮮関係者 ① 北朝鮮居住者、北朝鮮に主たる事務所を有する法人等、およびその外国にある支店、出張所その他の事務所 ② 上記①により実質的に支配されている法人等、およびその外国にある支店等 ③ 北朝鮮からの出稼ぎ労働者で給与等の報酬を本国送金する者
貿易規制	<ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮を原産地または船積地域とする貨物（商品）の輸入・仲介貿易に係る取引 ・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係る取引
資金使途規制	<ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮・イランの核関連活動等に寄与する目的の取引

★お取引によっては、さらに詳細な内容をお伺いしたり、関連資料のご提供等をお願いすることがございます。また、内容によりご要望に添えないこともあります。何卒ご理解・ご協力をお願いいたします。

- (例) • 輸入・仲介貿易の送金の際、商品の船積地域については国名ではなく、都市名をご記入願います（特に中国・ロシア・韓国の場合）。
- 「うに」「あさり」「さるとりいばらの葉」「まつたけ」の4品目の代金の送金などでは、原産地・船積地域等に関する資料の提供をお願いいたします。
 - 2018年7月以降、「しじみ」「ずわいがに」「けがに」「赤貝」「えび」「うにの調製品」「なまこの調製品」「ひらめ」「かれい」「たこ」「はまぐり」「あわび」の12品目については、中国（香港・マカオを含む）・ロシア・韓国あて送金の場合、原産地・船積地域等に関する資料の提供をお願いいたします。

- ・中国の遼寧省・吉林省・黒竜江省、特にDANDONG（丹東）、DONGGANG（東港）、YANJI（延吉）、HUNCHUN（琿春）ほか、当社が指定する都市が関係するお取引は、お取引内容の詳細を確認させていただいたうえで取引をお断りさせていただく場合があります。

ロシア・ベラルーシ関連制裁規制

役務提供規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシア・ベラルーシの居住者等に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供に係る取引 ・輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア・ベラルーシの特定団体に対する取引 ・ロシア居住者等に対する信託業に係る労務または便益の提供に係る取引 ・ロシア法人等に対する会計・監査・経営コンサルタント業・建築・エンジニアリングに係る労務または便益の提供に係る取引
対外直接投資規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資に係る取引（居住者が他者と共同設立する組合その他の団体によるロシアにおける事業活動に充てるための当該居住者による本邦から外国へ向けた支払を含む）。 ・ロシア法人等およびロシア法人等に実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係る対外直接投資に係る取引（居住者がロシアに居住する自然人、ロシア企業またはこれらに実質的に支配されている法人その他の団体と共同設立する組合その他の団体による外国における事業活動に充てるための、当該居住者による本邦から外国に向けた支払を含む）。
証券取引規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシアの政府その他政府機関等が発行した証券の取得または譲渡に係る取引 ・ロシアの政府その他政府機関等による本邦における証券の発行または募集（これに伴う労務または便益の提供を含む）に係る取引 ・ロシアの特定銀行（当該銀行により株式の総数または出資の総額に占める割合の50%以上を直接に所有されている団体（本邦内に主たる事務所を有する団体を除く）を含む）による本邦における証券の発行または募集（これに伴う労務または便益の提供を含む）に係る取引
原油上限価格規制	<ul style="list-style-type: none"> ・上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油または石油製品の購入または輸送に関連する金銭の貸付および債務の保証に係る取引

★お取引によっては、さらに詳細な内容をお伺いしたり、関連資料のご提供等をお願いすることがございます。また、内容によりご要望に添えないこともございます。何卒ご理解・ご協力をお願いいたします。

★（書面による仕向送金をご利用のお客さまへ）

- ①受取人が資産凍結等の措置の対象となるロシア・ベラルーシの団体により株式の総数または出資の総額の50%以上を直接所有されている団体に該当しないことをご確認ください。
- ②上記のロシア・ベラルーシ関連規制に該当しないことをご確認ください。
ご確認いただきましたら、「ご依頼人記名欄」に「NR」（Not Russiaの意味）とご記載ください。

★最新の規制対象取引については、財務省、経産省のHPをご確認ください。

以 上